

結婚に関連するおもな手続き

※税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

「★」マークのある項目は、振興事務所でも受付しています。

下記にあてはまる方は同一世帯にいらっしゃいますか? ※該当のお手続きをご自身で確認してください。		手続き	必要なもの	ご自宅手続き可能	該当	受付窓口	受付済
住所・戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	※転入・転出・転居のチェックシートも確認して下さい。			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併、または世帯変更	—				
	姓が変わる方でマイナンバーカードをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) マイナンバーカード				
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります。	—				
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口にてご相談ください。				
保険・年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方	新しい国民健康保険証の交付 (後日郵送)	変更前の国民健康保険証			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	①勤務先の健康保険証または資格取得証明書 ②国民健康保険証				
	最近退職した方のうち 配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	飛驒市役所での手続きはありません。	—				
	国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入(保険証は後日郵送) ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書				
		国民年金の加入(20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内					
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください。	①雇用限度額適用認定証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証 ③特定疾病療養受領証など				
こども	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※マイナンバーに紐付けされていれば不要です	※住民票コードが「未収録」の方は窓口にてご相談ください。			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～中学生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください。	①請求者の通帳 ②請求者の健康保険証 (3歳未満の子どもがいる場合のみ) ※必要なものが揃っていないなくても、窓口へお立ち寄りください。				
	福祉医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～中学生)	福祉医療費受給者証の変更	※受付窓口でご相談ください。				
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください。			子育て応援課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-2458	
	ひとり親家庭等に該当している方	医療費助成の資格喪失届および お子さんの医療費助成の申請	※受付窓口でご相談ください。			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	※世帯構成に変更がある方は、別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の資格喪失 就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が必要です。	児童扶養手当証書 ※受付窓口でご相談ください。			子育て応援課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-2458	
高齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	旧保険証の回収 介護保険証の氏名変更 (保険証は後日郵送)	介護保険証等			地域包括ケア課★ (ハートピア古川) ☎0577-73-6233	
	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳など			総合福祉課 ★ (ハートピア古川) ☎0577-73-7483	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	特別児童扶養手当証書				
障がい	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	受給者資格の変更	①福祉医療費受給者証 ②健康保険証			市民保健課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-7464	
	上下水道の使用者名義が変わる方	水道・下水道等異動申請書(兼届出書)	①本人確認書類			水道課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-7484	
税・料金	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	①預金通帳 ②通帳の届出印			税務課 ★ (本庁舎1階) ☎0577-73-3742	
	市営住宅を退去される方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合は必ず届出が必要です。 受付窓口にてご相談ください。			建築住宅課 ★ (西庁舎3階) ☎0577-73-0153	



飛驒市役所

〒509-4292 岐阜県飛驒市古川町本町2番22号



各支所でも各種手続きができます。
なお、支所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。



ご結婚おめでとうございます

婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・「全国共通の届出用紙」
- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人(成年二人)の署名

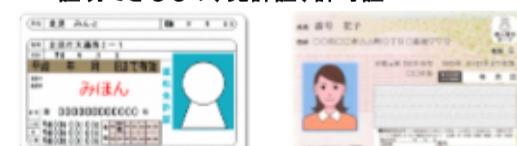
関連する手続きは内側にあります

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。
できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>



1点で
本人確認
できるもの

そのほか
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で
本人確認
できるもの

・健康保険証
・年金手帳※
・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きをできるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。